

意見書

「地方公共団体個人データ保護・活用法」(仮称)の制定を求める

～ 総務省「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」
報告書案を受けて

2017年4月13日
番号創国推進協議会

番号創国協議会では、個人情報保護法制2千個問題と官民データ活用について従来から問題提起を行ってきた。(2015年意見書、2016年意見書)

2016年12月には、「官民データ活用推進基本法」が議員立法により成立し、データ活用に向けた政府の体制整備が図られた。

こうした中、総務省では2016年9月から、「地方公共団体の保有するパーソナルデータの活用に関する検討会」が開催され、地方公共団体に焦点をあてた検討がなされてきた。

3月29日会合で報告書案が提示されたが、残念ながら、官民データ活用推進の観点から問題ある内容といわざるをえない。

報告書案では、「同じデータをある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況となった場合、民間としては使にくい仕組みになってしまうとの指摘」があったことを踏まえ、特に匿名加工(非識別加工)基準などのルールに関しては、国・民間と「同等の内容であることが望ましい」としている。

一方で、そのルール整備は地方公共団体の条例に委ねることとし、モデル条例案の提示がなされている。加えて、「非識別加工情報の仕組みの導入についても、地方公共団体の規模は様々であること、非識別加工情報の仕組みでは専門的知識が必要になることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体から・・・」との方向が示されている。

すでに政府内でも問題指摘がなされているが(3月31日規制改革推進会議投資等WG/資料1-1)、報告書案の方向で、ルール設定を地方公共団体の条例に委ねたのでは、条例の内容や運用に差異が生じ、また、条例整備の時期にもばらつきが生ずる可能性が高い。さらに、「準備の整った地方公共団体から」との方針が示されていることにより、問題は増幅するおそれがある。

地方公共団体にとっては、匿名加工のような新たな取組につき条例改正を行うことは、大きな負担である。全国の地方公共団体にこうした行政コストをかけた条例改正を促し、結果として、報告書案で指摘される「同じデータがある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況」をもたらすことは、全く合理性を欠くと考える。

総務省において、上記報告書案の方向を軌道修正し、当協議会がかねてより指摘しているとおり「立法措置による解決」を早急に図るべきである。「地方公共団体個人データ保護・活用法」（仮称）を制定し、地方公共団体の保有する個人データの活用に関しては、条例ではなく法律でルール整備を行うことを求める。

番号創国推進協議会 役員

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| ○会 長 | 横尾 俊彦 | 佐賀県多久市長 |
| ○副会長 | 服部 信明 | 神奈川県茅ヶ崎市市長 |
| | 細江 茂光 | 岐阜県岐阜市長 |
| ○理 事 | 森 雅志 | 富山県富山市市長 |
| | 山岸 正裕 | 福井県勝山市市長 |
| | 山崎 善也 | 京都府綾部市長 |
| | 岡崎 誠也 | 高知県高知市長 |
| ○監 事 | 大西 秀人 | 香川県高松市長 |
| | 首藤 正治 | 宮崎県延岡市長 |
| ◎顧 問 | 森田 朗 | 日本ユーザビリティ医療
情報化推進協議会 理事長 |
| | 須藤 修 | 特定非営利活動法人
市民が主役の地域情報化
推進協議会 理事長 |

